

ダム定期検査資料作成業務委託歩掛及び仕様書

1 適用範囲

本歩掛・仕様書は、香川県が発注するダム定期検査資料作成業務委託に適用する。

2 業務目的

本業務は、ダム検査規程（昭和 43 年建設省訓令）に基づき、ダム完成後 3 年に 1 回以上実施する定期検査に必要な検査資料を作成するものである。

3 業務概要

3.1 対象ダム

香川県土木部管理ダム

3.2 業務項目

- (1) 打合せ協議
- (2) 計画準備
- (3) 定期検査資料の作成

3.3 参考資料

- (1) 過年度 ダム定期検査資料作成業務委託 報告書（香川県）
- (2) ダム検査規程[昭和 43 年建設省訓令]
- (3) ダム定期検査の手引き[平成 14 年 2 月]
(国土交通省水管理・国土保全局河川環境課)
- (4) ダム総合点検実施要領・同解説 [平成 25 年 10 月]
(国土交通省水管理・国土保全局河川環境課)
- (5) ダム用ゲート設備等点検・整備・更新マニュアル（案） [平成 23 年 4 月]
(国土交通省 総合政策局公共事業企画調整課 水管理・国土保全局河川環境課)
- (6) 電気通信施設アセットマネジメント要領・同解説（案） [平成 23 年 6 月]
(国土交通省大臣官房電気通信室)

4 業務内容

本業務においては下記の内容について、作業することとする。

4.1 打合せ協議

打合せは、初回、中間1回以上、成果品納入時とし、初回及び成果品納入時は、管理技術者が出席するものとする。

4.2 計画準備

本業務に関する契約図書・指示事項および貸与資料を整理し、業務を実施するにあたっての技術的方針及び遂行スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成する。

4.3 定期検査資料の作成

(a) 資料収集・整理

定期検査に必要な資料の収集及び写真撮影を行い、資料の整理を行う。

(b) 現地調査

定期検査に必要なダム本体、監査廊などのクラック、漏水等の発生状況、取水放流設備、ダムコン・テレメータ放流警報設備等の電気通信設備等の管理施設の劣化状況等を現地で目視調査するとともに、貯水池周辺の崩壊状況等の確認を行う。

(c) 天端橋梁下面及び越流部調査

UAVによるダムの天端橋梁下面及び越流部の撮影を行い、コンクリートの剥離や鉄筋露出等の劣化・損傷状況等の確認を行う。

(d) 評価

当該ダムの管理施設について、現地調査の結果及び収集資料の整理結果をもとに現状の健全度を評価し、今後の管理上の課題等の整理を行う。

(e) 定期検査資料作成

上記結果を「ダム定期検査の手引き」に従って取りまとめ、定期検査資料を作成する。資料の取りまとめに際しては、前回指摘事項との対比表を作成することとする。

また、定期検査結果をもとに、当該ダムの重点チェックポイントを整理する。

(f) ダム管理台帳更新

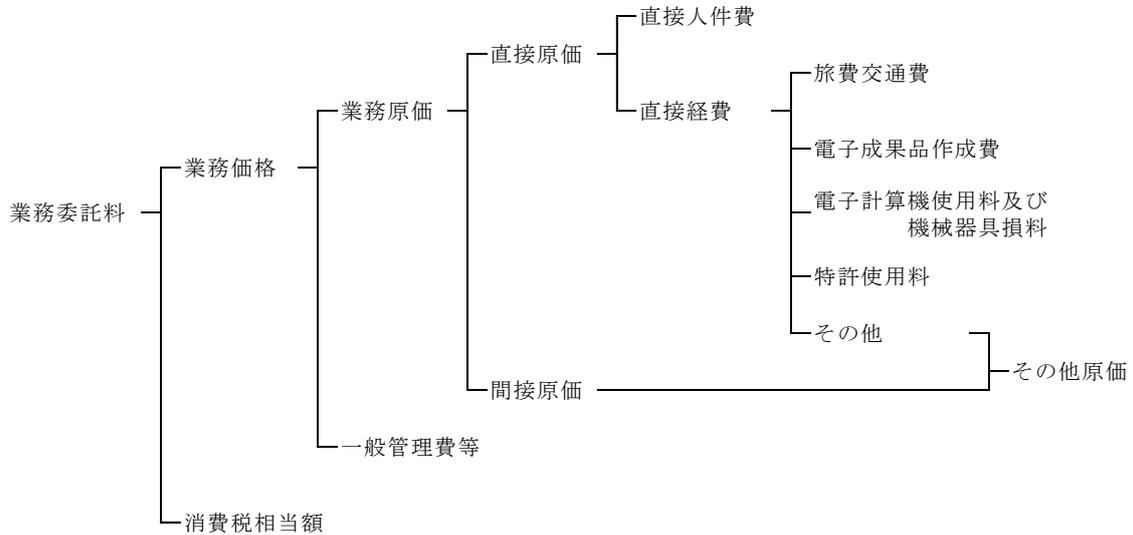
定期検査の結果を踏まえ、ダム管理台帳を最新の情報に更新する。

4.4 提出物

電子納品（CD-R で2枚提出）によるもののほか、紙媒体の報告書を3部（河川砂防課、土木事務所、ダム管理事務所に各1部）提出するものとする。

5 構成

5.1 業務の体系



5.2 直接人件費

	項目	構成					備考
		主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	
(1)	打合せ協議						
(1-1)	初回打合せ	0.5	0.5				1 業務あたり
(1-2)	中間打合せ		0.5	0.5			1 業務あたり
(1-3)	成果品納入時	0.5	0.5				1 業務あたり
(2)	計画準備		0.5	0.5	1.0		1 ダムあたり
(3)	定期検査資料の作成						
(3-1)	資料収集・整理			1.0	3.0		1 ダムあたり
(3-2)	現地調査		3.0	3.0			1 ダムあたり
(3-3)	天端橋梁下面及び越流部調査	1.0		3.5	3.5	3.5	1 ダムあたり
(3-4)	評価	3.0	3.0				1 ダムあたり
(3-5)	定期検査資料作成	1.0	2.0	2.0	3.0		1 ダムあたり
(3-6)	ダム管理台帳更新		1.0		2.0		1 ダムあたり

5.3 その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、「香川県設計業務等標準積算基準書」を準用する。

5.4 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、「香川県設計業務等標準積算基準書」を準用する。